

衛星の所有権移転に伴う「打上げ国」の損害責任問題

青 木 節 子

一 はじめに——問題の所在

二 宇宙諸条約の適用上問題となる衛星所有権移転

1 宇宙諸条約にみる損害責任の所在

2 宇宙諸条約の適用が合理的な結果をもたらさない衛星の所有権移転の類型

三 軌道上の衛星所有権移転の事例

1 私企業衛星の軌道上売買で登録が変更された例

2 私企業衛星の軌道上売買で登録が変更されなかった例

3 当初から無登録であった私企業衛星の軌道上売買の例

4 企業買収に付随して衛星の所有権が移転する例

5 自国領域内で衛星を運用する主体の法的地位変更に付随して衛星の所有権が移転する例

衛星の所有権移転に伴う「打上げ国」の損害責任問題

(五八六七)

- 6 軌道上の所有権移転の限界事例——「打上げを行わせる国」の否定としての軌道上渡し
 - 7 国家承継がもたらす衛星所有者の国籍変更が要請する登録変更
- 四 便宜置籍衛星の「打上げ国」同定問題

- 1 実質は米国企業と判断された英国企業の事例
- 2 実質はスウェーデン企業と判断された英国企業の事例
- 3 実質はノルウェー企業と判断された英国企業の事例
- 4 衛星運用者の国籍国が登録しないので、打上げ許可発給国が代わりに登録した事例

五 結論

一 はじめに——問題の所在

民間企業による宇宙利用が進展するにつれ、軌道上での衛星売買や衛星運用企業の買収の結果としての衛星の軌道上での所有権移転という現象が珍しいことではなくなった。しかし、衛星の落下や衝突などを起因として第三者損害が発生した場合、その損害責任を負うのは当該衛星の「打上げ国」であるとする国連宇宙諸条約⁽¹⁾は一九七〇年代半ばまでに採択されたため、衛星の所有者が軌道上で変更し、損害責任を有する国と衛星運用から利益を得る者の国籍国とが異なる場合の利害関係の調整のための適切な条約規定は存在しない。衛星の所有権移転に由来する問題にとどまらないが、宇宙の商業利用・民間活動の急速な進展がもたらす現実を前に、宇宙諸条約の遵守が必ずしも公平かつ合

理的な結果を保証するとみなしえなくなってきたことを受けて、これまで国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）法律小委員会（法小委）⁽²⁾では、打上げ国概念、宇宙物体登録実行向上、国内宇宙法の情報交換⁽⁴⁾という議題を通じて一定の解決策を見出そうと努めてきた。

本稿はまず、宇宙諸条約の適用が公平かつ合理的な結果をもたらさないであろう軌道上の衛星所有権移転を同定する。次に、宇宙諸条約と齟齬する衛星所有権移転の実例を七類型に分類して検討する。その後、所有権移転の変型としての衛星運用に真正の連関をもつ国の発見・認定に基づく打上げ国・登録国決定・変更の実行を調べ、COPUOSでの議論の方向に沿った形で可能な解決方法を提示する。

二 宇宙諸条約の適用上問題となる衛星所有権移転

1 宇宙諸条約にみる損害責任の所在

損害責任の所在は、衛星の所有権とは無関係であるが、宇宙条約の当事国は、「自国の活動」が国際宇宙法に従って行われるよう確保する国際的責任を有し、非政府団体の活動は、条約の関係当事国の「許可及び継続的監督」を必要とするので、衛星所有者の国籍国は、その限りで国際的責任を免れない。⁽⁵⁾ また、四種類の「打上げ国」、すなわち、宇宙物体の⁽⁶⁾打上げを①行い、又は②行わせる（procures the launching）国、並びに宇宙物体が③自国領域から、又は④自国の施設から打ち上げられる国が、衛星が引き起こす損害に対して賠償責任を負う。⁽⁸⁾ 地表において又は飛行中の航空機に対して与えた損害については無過失完全賠償となるため、⁽⁹⁾ 打上げ国責任は重い。そして、打上げ国が衛星を

登録し、登録に基づいて管轄権・管理を行使する。⁽¹⁰⁾ 共同打上げの場合には、登録国となる単独の国を共同で決定することにより、常に、一衛星に管轄権・管理を行使する国は一カ国にとどまる。もっとも、共同打上げ国間の内部取極により、登録国以外の打上げ国が管轄権・管理を行使する合意を行うことは可能である。⁽¹²⁾

私企業が外国射場から衛星を打ち上げる場合、射場所在国が打上げ国であることは明らかであるが、当該企業の国籍国が衛星を登録しない場合、その国が「打上げを行わせる国」としての打上げ国であるか否かは不明瞭である。非政府団体が衛星打上げを調達する場合、衛星所有者・運用者の国籍国が打上げを行わせる国となる、という国際法規則が存在しないからである。⁽¹³⁾ 他方、登録条約第一条(c)が『登録国』とは、……宇宙物体が登録されている打上げ国をいう」と規定するように、物理的な打上げに実質的に関与する複数国の間では、打上げ国であることの証明は登録の結果として確定する。

2 宇宙諸条約の適用が合理的な結果をもたらさない衛星の所有権移転の類型

(1) 打上げ国間の衛星所有権移転

A 国に所在し、B 国が保有する射場 X から B 国のロケットで C 国政府の所有する衛星を打ち上げた場合、A 国が領域打上げ国、B 国が施設打上げ国、C 国は打上げを行わせる国となる。この場合は、政府所有の衛星であるため、国が正式に外国に委託し、打上げを調達するという条約交渉当時想定された「打上げを行わせる」場合⁽¹⁴⁾に該当し、登録の有無にかかわらず C 国は打上げ国として A 国、B 国と共に衛星が引き起こす損害に対して連帯責任を負う。当該衛星がその後、軌道上で A 国又は B 国に売却されたとしても、また、そこからさらに B 国又は A 国に転売されたとして

も条約上の損害に対して打上げ国としての損害責任を負う国は変わらず、宇宙諸条約の適用上の問題は生じない。

打上げ国間の衛星の所有権移転であれば、現行宇宙諸条約適用で合理的な結果が得られるので所有権移転は問題ではない、といえよう。

(2) 打上げ国以外への衛星所有権移転

問題となりうるのはC国の衛星がD国に売却される場合である。C国とD国の政府間協定によりC国が登録を抹消しD国が衛星を登録した場合、宇宙物体を登録する国が打上げ国であるとする登録条約第一条(c)の規定に従い、D国を打上げ国とみなすべきかについては、物理的に打上げに関与しない国が打上げ国と擬制されることが適切かという観点から議論がある。⁽¹⁵⁾ また、登録の変更がない場合は、D国内の地上局からの管制の失敗による衛星落下によりE国に損害が生じた場合、D国が条約上は損害責任を負わないことは不合理と考えられるだろう。政府衛星の移転の場合でも、打上げ国以外の国に売却されるときは、購入国への登録変更の有無にかかわらず、現行諸条約の適用では公平かつ妥当な形で責任の担い手の同定は必ずしも容易ではないと思われる。しかし政府間の所有権移転の場合は衛星移転の事実が政府間で了解されているので、責任の配分を明確化することは多くの場合可能であろう。

(3) 外国で打上げを調達した私企業衛星の所有権移転

責任の所在の同定が困難なのは、C国X社の衛星がD国のY社に売却される場合である。このような場合、C国が打上げを行わせる国と自身を認識して登録国となる場合には損害責任条約の適用に問題はない。その後の軌道上の所

有権移転については、D国に登録が変更される場合、またC国が登録国にとどまる場合の問題点は二(2)で指摘した政府衛星の移転の場合と同様であり、解決可能であろう。最も問題なのはC国が未登録のまま、C国のX社がD国のY社に衛星を売却した場合である。この場合は打上げを行わせる国が存在せず、A国、B国のみが第三国に対しては明白な打上げ国となる。

商用衛星打上げにおいて、その領域又は施設から衛星が打ち上げられる国は、打上げ国として、損害が生じた際損害責任条約を締結した被害国に対しては、連帯責任を免れることはできない。そのため、私企業の商用衛星運用がさかんになるにつれて、①軌道上での売却後、打上げ時に打上げ国でなかった国が登録をする場合、②打上げ時に衛星運用企業の国籍国が登録国とならない場合、③その後当該衛星の所有者が転々とする場合などに生じる事態に対し、衛星運用により利益を享受する主体と真正連関をもつ国に損害責任を担わせうる方法を考慮することが喫緊の課題となっていたのである。

次節では、私企業衛星の軌道上の所有権移転の事例を具体的に検討する。

三 軌道上の衛星所有権移転の事例

1 私企業衛星の軌道上売買で登録が変更された例

一九八九年八月二七日、米国のケープ・カナベラル宇宙基地から英国のBSB社の放送衛星BSB-1(「マルコポーロ-1」)が打ち上げられ、英国は一九九〇年四月にこの衛星を国連登録した。⁽¹⁶⁾BSB-1は、一九九六年にスウェ

ーデン企業の Nordiska Satellitaktiebolaget 社に軌道上で売却され、Sirius-1 と改称された。スウェーデンは、衛星運用が完全に同国企業に移転した一九九九年に打上げ国を明記せずに同衛星を国連登録したが、翌年打上げ国は米
国と明記して登録し直した。⁽¹⁹⁾ 英国は二〇〇七年にマルコポーロ⁽²⁰⁾1 が宇宙ゴミ（デブリ）となり静止軌道から約三〇
〇キロメートル離れた軌道に再配置されたという追加情報を国連登録簿上で提供した。登録国であるスウェーデンは、
再配置情報を提供していない。

この実行で興味深いのは、スウェーデンは登録切り替えが打上げ国切り替えと連動しないと解釈している点である。
登録条約第一条(c)は、物理的な打上げ時に、打上げを行わせる国としての打上げ国を同定する基準とはなりえても、
それ以外の場合にも登録国を打上げ国の真部分集合とみなすことは適切ではないと判断したことになる。もっとも打
上げ国であるか否かはスウェーデンの解釈で決定しうるものではないので、物理的に打上げに関与しないから登録を
しても打上げ国ではないとまでは断定できない。英国は、自国がもはや打上げ国ではない、あるいはもともと打上げ
国ではなかったと判断するときに国連登録簿からの抹消を行うこともあるが、⁽²¹⁾ BSB-1 を抹消していない。しかし、
英国宇宙法の許可を受けた衛星打上げだが、(i) 英国は打上げ国ではないか又は(ii) 他の打上げ国が登録国となることを
共同決定した場合、すなわち英国が登録国とならない場合に用いる補助登録簿に BSB-1 を掲載している⁽²²⁾ので、B
SB-1 については、英国は打上げ国・登録国ではなくなったと考えていると推定される。⁽²⁴⁾ しかし、同衛星がデブリ
となった際、登録国としての追加情報提供はしており、一貫した説明は困難である。

条約上、確立した打上げ国は米国と英国である。

2 私企業衛星の軌道上売買で登録が変更されなかった例

- ① 米国ロッキードマーチン社が製造した韓国企業 KT Corporation 社の放送衛星 Koreasat-2 は、一九九六年一月に米国のケープ・カナベラル宇宙基地から打ち上げられ、同年三月、韓国が国連登録した⁽²⁵⁾。その後、二〇〇九年七月に中国の Asia Broadcast Satellite 社 (以下 ABS 社) が軌道上で同衛星を購入し、ABS-1A と改称した⁽²⁶⁾。登録の変更はなされず、また KT Corporation が管制業務 (Telemetry, Tracking & Control: TT&C) を継続する⁽²⁷⁾。TT&C の継続を管理のあらわれとみるならば、登録国が有する管理という意味での齟齬はないが、韓国は ABS-1A に管轄権を行使しえず、領域打上げ国である米国とともに打上げを行わせる国として打上げ国責任を負い続けることは合理的でないと評価することもできよう。中国は、条約上の打上げ国責任を負わない。条約上確立した打上げ国は、米国と韓国である。

- ② BSB 社の二号機 BSB-2 (マルコポーロ-2)⁽²⁸⁾ は一九九〇年八月、米国のケープ・カナベラルから打ち上げられ、英国は翌年七月に国連登録を行った⁽²⁸⁾。BSB-2 は、一九九二年九月にノルウェーの Telenor Satellite Services 社に売却され Thor-I と改称されたがノルウェーは同衛星を登録しなかった。英国は補助登録簿に BSB-2 を掲載し「現在の運用者はノルウェー国民である」と付記することにより、既に打上げ国ではないという見解を打ち出したと推定される⁽³⁰⁾。Thor-I の事例から、英国は、打上げを行わせる国という地位は、所有・運用が外国企業に移転した時点で消滅する——打上げ国責任を免れる——という解釈をする⁽³⁰⁾と推定しうるかもしれない。

条約上確立した打上げ国は、米国と英国である。

3 当初から無登録であった私企業衛星の軌道上売買の例

韓国のKT Corporation社の放送衛星Koreasat-3は、米国ロッキードマーチン社が製造し、一九九九年フランスのギアナ宇宙センターから打ち上げられた。衛星は国連登録されていない。二〇一〇年五月二四日に中国のABS社は、自社HPで米政府からの許可が下り次第、Koreasat-3を購入すると発表した⁽³¹⁾。米国からの許可発給後、Koreasat-3はABS-7と改称された。また、KT Corporation社がABS社にTT&Cを提供する旨が発表された⁽³²⁾。

ABS-7の確立した打上げ国はフランスで、韓国が打上げを行わせる国としての打上げ国と解しうるかは不明である。運用により利益を得る企業の国籍国である中国は打上げ国ではないため、その責任は負わない。

4 企業買収に付随して衛星の所有権が移転する例

(1) 無登録衛星の場合

政府間宇宙通信国際機構インタースプートニクと米国ロッキードマーチン社の合併企業であるロッキードマーチン・インタースプートニク(LMI)が調達したLMI-1は、一九九九年九月、カザフスタン領域内にあるロシアのバィコヌール基地からロシアのプロトンロケットで打ち上げられた。米国はLMI-1を登録しなかった。ロシアは同年一二月、自国の登録簿に条約上の登録ではなく単なる情報提供という類型を設けて、国連事務総長に「米国の通信衛星LMI-1を打ち上げた」と記した⁽³³⁾。

二〇〇六年九月、設立直後の中国のABS社は、LMI-1を所有・運用するロッキードマーチン宇宙通信社(LMI)の所有権移転に伴う「打上げ国」の損害責任問題

MSCV)とLMI-1データの排他的販売権を保有するLMIをロッキードマーチンGlobal通信社(LMGT)から買収すると発表した。買収後、LMSCVはABSホールディングス、LMIはABS社、LMI-1はABS-1と改称された。ABS社はLMI社の事業を事実上引き継いだといえよう。⁽³⁴⁾中国はABS-1を登録していない。ABM-1の確立した打上げ国はカザフスタンとロシアであり、米国については不明瞭、中国は打上げに関与していないので打上げ国ではない。

(2) 登録された衛星の場合

フィリピンのMabuhay衛星社(MSC)のAgila-2は米国のSpace Systems/Loral社が製造し、一九九七年八月に中国の西昌射場から打ち上げられた。フィリピンは登録条約の当事国ではないので、国連総会決議一七二一B(XVI)⁽³⁵⁾に従い、衛星を国連に登録した。二〇〇九年一月、中国のABS社は、米国から必要な許可が発給され次第、MSC社を買収すると発表した。⁽³⁷⁾買収後、Agila-2はABS-5と改称されたが、フィリピン国内のMSCスービック宇宙センターが同衛星に対するTT&Cを継続した。⁽³⁸⁾

この事例では、打上げ国は、領域打上げ国の中国と打上げを行わせる国フィリピンである。偶然、現在の衛星運用企業の国籍国が領域打上げ国でもあるため、衛星所有権変更後も、衛星運用から利益を得る企業の国籍国が打上げ国責任を負う立場が維持される。他方、中国企業が所有権をもつ衛星管制施設がフィリピン国内に所在することをもって、フィリピンに打上げ国責任が及ぶことを合理的に説明しうるかという問題がある。登録により生じる管轄権・管理の少なくとも一部が自国領域内に残存しているがゆえに「自国の活動」に国際的責任を有するという観点から損害

責任を負うという考え方が成立するか、ということである。自国の活動についての国際的責任は過失責任と考えられるが、地上損害の場合の打上げ国責任は無過失責任なので、領域内からのTT&Cに付随する責任としては過大である、といえようか。

5 自国領域内で衛星を運用する主体の法的地位変更に付随して衛星の所有権が移転する例

(1) インマルサットの無登録衛星 → 英インマルサット社

英国（ロンドン）を本部として一九七五年に設立された国際海事衛星機構（インマルサット）は、政府間衛星通信組織の民営化の一環として、一九九九年にその事業部分を英国法に基づき設置したインマルサット社に移管した。⁽³⁹⁾ 移管前にインマルサットは八機の通信衛星を運用していたが、政府間組織としてのインマルサットは登録条約の権利義務を受諾する資格を満たさなかったため、登録条約に基づく登録の対象外であった。⁽⁴⁰⁾

英国は一九八六年の英国宇宙法に基づき、英国企業となったインマルサット社に対して一九九九年三月二三日に八衛星の運用許可を発給した。そこで、通常は登録条約第四条のみに基づいて自国が打ち上げた衛星を登録するところ、英国は、宇宙の探査・利用についての可能な限りの情報提供を義務づける「宇宙条約第XI条及び登録条約第IV条に基づいて」⁽⁴¹⁾ インマルサットの八衛星の情報提供を国連事務総長に対して行った。⁽⁴²⁾ もっとも、登録条約第IV条に基づくとしつつも、英国は、損害責任条約、登録条約、救助返還協定の適用上、「打上げ国」、「登録国」、または「打上げ機関」に該当しない、とする主張も明記した。⁽⁴³⁾ 打上げ国でも登録国でもないという主張を反映して、提供情報として登録条約第IV条が要求する打上げ国名や打上げ場所についての言及はなく、運用企業や許可発給日が記される。なお、非打

上げ国の立場から、インマルサット社の八衛星は英国の補助登録簿にも登録される。⁽⁴⁴⁾

この事例では、確立した打上げ国は存在しない。

(2) インテルサットの無登録衛星 ↓ オランダ企業(↓ルクセンブルク企業)

国際電気通信衛星機構(インテルサット)の Intelsat-803 は一九九七年九月、フランスのギアナ宇宙センターから打ち上げられたが、インテルサットは登録条約の権利義務を受諾していなかった⁽⁴⁵⁾ので、無登録衛星であった。一九九八年三月、インテルサットの民営化が決定すると、インテルサットの宇宙資産を移譲するためにニュースカイズサテライト NV (公開株式会社) がオランダを本店所在地として設立され、同年一月末日には Intelsat-803 は同社の衛星 NSS-803 となった。この衛星は当初西経二七・五度で運用されていたが、二〇〇二年二月一日には西経一七七度に再配置され、NSS-5 と改称された⁽⁴⁶⁾。オランダは NSS-5 を国連登録はせず、二〇一〇年一月に宇宙条約第 XI 条に基づく衛星の情報提供を行った⁽⁴⁷⁾。

オランダ政府は、二〇一二年末期には打上げ後一五年経過する NSS-5 を停波すると国連事務総長に報告していた⁽⁴⁸⁾が、二〇一二年九月までに、SES ニュースカイズサテライト社⁽⁴⁹⁾は NSS-5 を東経五〇・五度に移動させて、同衛星をタイのタイコム社にリースした。タイコム社は自社衛星の打上げが予定通り進まないため、国際電気通信連合(ITU) から排他的使用権を獲得した東経五〇・五度を維持しうる期限が迫っていた。NSS-5 の通信機能ではなく、軌道位置の使用実績を作るための衛星として必要とされていたのである⁽⁵⁰⁾。

NSS-5 (Intelsat-803) は無登録衛星として、管理が国際組織からオランダに移転した。同衛星のその後の移転

先であるルクセンブルクのSEESワールド社を通じて経営支配を受けるSEESニュースカイズサテライト社に対して、後述の英国ジブラルタルやマン島の場合と異なり、オランダ本土領域内の企業であることで、オランダは同社に管轄権・管理を行使するという立場を取る。NSS-5については、インテルサット並びにオランダ、ルクセンブルク、タイの企業が運用から利益を得るが、確立した打上げ国はフランスのみである。

6 軌道上の所有権移転の限界事例——「打上げを行わせる国」の否定としての軌道上渡し

オランダのニュースカイズサテライトNVは、二〇〇二年四月にNSS-7、同年一二月にNSS-6の打上げをフランスのギアナ宇宙センターから調達した。両衛星とも製造は米国のロッキードマーチン社である。オランダは、NSS-6とNSS-7は「オランダの管轄権・管理に属さない者により軌道上に打ち上げられ配置された後、オランダで設立されたニュースカイズサテライト社に引き渡されたので、オランダは登録条約第IV条に従って国連事務総長に登録情報を提供することは要求されていない。しかし、軌道上で宇宙物体の所有権がニュースカイズサテライト社に移転した時点以後、オランダは当該衛星の運用について宇宙条約第VI条に基づき国際的責任を負い、宇宙条約第VIII条に基づいて管轄権・管理を行使すると思料する」と特記して、事務総長に二機の衛星の情報提供を行った。⁽⁵¹⁾その際、英国のインマルサット衛星の情報提供と全く同一の文章で、オランダは、損害責任条約、登録条約、救助返還協定の適用上、自国は「打上げ国」、「登録国」、または「打上げ機関」に該当しないと記した。⁽⁵²⁾しかし、英国が登録条約第IV条にも言及したのと対照的に、オランダは、情報提供は、登録条約又は国連総会決議一七二一Bに従ってなされたものではない旨を明記した。⁽⁵³⁾

射場を持たない国または当該国の非政府団体は、外国射場から打上げを調達して衛星を運用するが、衛星の所有権移転時期は打ち上げ前、又は打上げ後に通常一ヵ月から三ヵ月程度要する一連の軌道上試験の完了後のいずれかを契約で選択できる。⁽⁵⁴⁾ 後者の契約の場合、一般に衛星製造業者が引渡しまで所有権を保持し、製造者の国籍国は打上げ国とはならないとしても自国の活動に責任を有する国として管轄権・管理を有すると整理しうるであろう。さらに、地上で衛星所有権が移転していても、公法上、打上げ行為や軌道上試験にはオランダの管轄権・管理が及ばないため、いかなるオランダ人所有の衛星の管轄権の移転も、軌道上引渡しの後になされると解釈することも可能ではある。しかし、この解釈を取るならば「打上げを行わせる国」の存在をほとんど否定することにもなるだろう。オランダの解釈・実行では、打上げ国は領域・施設打上げ国のみとなってしまうからである。

なお、オランダは、二〇〇九年八月には登録簿の設置を事務局長に通報したが、登録簿を①オランダが登録条約第Ⅱ条の共同決定に基づいて打上げ国になる場合の「国連登録簿」と②打上げ国でも登録国でもない場合の宇宙物体の情報掲載する「国内登録簿」に分けるという英国に類似した方法を取った。⁽⁵⁵⁾ オランダは今日まで、登録条約に基づく衛星登録を行っていない。

NS S—7とNS S—6の確立した打上げ国は、フランスのみである。

7 国家承継がもたらす衛星所有者の国籍変更が要請する登録変更

一九九七年七月一日、香港が英国から中国に返還されたことに伴い、香港企業が運用していた衛星所有者の国籍も変更した。これは正確には所有権移転ではないが、所有者の国籍国でなければ実質的に衛星に管轄権・管理を行使す

ることが不可能なので、登録を切り替えることにより、登録国が管轄権・管理を行使するという宇宙条約第Ⅷ条の規定と実態とを合致させた。具体的には、一九九八年四月三日に英国が AsiaSat-1（一九九〇年四月打上げ。以下年月日は打上げ月）、APSTAR-I（一九九四年七月）、AsiaSat-2（一九九五年一月）、APSTAR-IA（一九九六年七月）⁽⁵⁹⁾の登録抹消を宣言し、同日、中国がこれら四機の衛星の登録国となったことを宣言した。⁽⁶¹⁾この事例では、打上げ国は中国と英国であったが、国家承継により中国のみとなった。

なお、中国の西昌から英国衛星を打ち上げる場合の打上げ国責任を中英間で分担する中英交換公文が一九九六年結ばれている。直接には APSTAR-IA と APSTAR-II R（一九九七年一〇月）⁽⁶²⁾を対象に打上げ段階（打上げ機点火から衛星切り離しまで）の事故から生じる損害については中国が、切り離し以後は英国が打上げ国として第三者賠償責任を単独で引き受けるという内容である。⁽⁶³⁾この交換公文からも、活動に執行管轄権を行使しうる国——打上げ段階においては領域打上げ国、運用段階においては衛星所有者・運用者の国籍国——が損害責任を負うことが公平かつ合理的であるとする考え方が見てとれる。

四 便宜置籍衛星の「打上げ国」同定問題

この節では、衛星の所有権移転問題の変型として、衛星を国内法上は所有・運用するが実質的には運用者ではない企業に対して当該国が不適切と考える責任を回避するために、宇宙諸条約を尊重しつつ選択する措置を概観する。

1 実質は米国企業と判断された英国企業の実例

二〇〇〇年一〇月一日にバイコンール基地から打ち上げられた英国ジブラルタル海外植民地の GE Capital Satellites (Gibraltar) 社 (「GE (Gib)」) の GE—SATCOM—1A (識別番号 2000-059A) について、英国は海外打上げ許可を一九九八年九月に発給していたことをもって自国を「打上げを行わせる国」とであるとみなし、同年一月、登録条約第IV条に従って正式に国連登録を行った。⁽⁶⁴⁾ しかし、翌年三月に GE (Gib) 社は、「宇宙物体の打上げを調達していないので、英国は登録国とはならない」として、登録を撤回する文書を提出した。⁽⁶⁵⁾ その上で GE—SATCOM—1A の打上げ情報は、英国が打上げ国ではない場合の補助登録簿に掲載した。⁽⁶⁶⁾

GE (Gib) 社は、米国の GE American Communications 社 (「GE Americom」) の子会社であり、GE (Gib) 社はジブラルタル自治政府との周波数申請をめぐる協定をはじめとしてその事業戦略や形態について実質的な管理を行っているのは米国の GE Americom 社であった。その事実が発覚したため、英国は、打上げを調達したのは衛星を実質的に運用・管理する米国の GE Americom 社であり、英国は当初より打上げ国となる条件を持たなかったと認識し、登録を撤回した。登録撤回前の二〇〇一年二月に米国が識別番号 2000-059A 物体を登録したので、無登録衛星となることは回避された。この衛星の打上げ国は、カザフスタン、ロシア、米国である。

2 実質はスウェーデン企業と判断された英国企業の実例

英国属領であるマン島に本店所在地を置く SES Satellite Leasing 社の通信衛星 Sirius-4 は二〇〇七年十一月一二日に英国政府から打上げ許可を発給され、同月一七日にカザフスタンのバイコンール基地から打ち上げられた。⁽⁶⁸⁾

Sirius-4 について実質的にはスウェーデンの SES Sirius 社が所有・運用しているため、英国は、「英国は打上げ許可を発給したのみであり、スウェーデンが軌道上の運用を登録した」と付記しつつ二〇〇九年一月に打上げを登録した。⁽⁶⁹⁾ スウェーデンは、英国の登録以前の二〇〇八年二月に、スウェーデンを打上げ国と明記して国連に登録したので、⁽⁷⁰⁾ 英国は、二〇一〇年二月に、スウェーデンが既に登録をしていることを理由に登録を撤回し、⁽⁷¹⁾ 代わりに補助登録簿に Sirius-4 の情報を掲載した。⁽⁷²⁾ スウェーデンの SES Sirius 社は二〇一〇年三月にルクセンブルクに本拠地をもつ巨大衛星通信運用業者 SES 社の管理下に置かれ、同年六月には SES Astra 社と社名を変更したので、それに伴い Sirius-4 も Astra-4A と改称された。⁽⁷³⁾ SES Astra 社はルクセンブルク企業であるが、登録の変更は行われていない。Sirius-4 の打上げ国はカザフスタン、ロシア、スウェーデンとなる。

3 実質はノルウェー企業と判断された英国企業の事例

ノルウェーの Telenor 社の現地法人 Telenor (UK) 社がリースする通信衛星 Thor-II, Thor-III はそれぞれ一九九七年五月及び一九九八年六月に米国から打ち上げられた。英国政府からのリース契約締結許可は二機について一九九八年二月二七日に発給され、同日、二機とも英国の補助登録簿に掲載された。⁽⁷⁴⁾ Telenor (UK) 社が付与された許可はリースに限定され衛星の管理権をもたないため、英国は管轄権・管理はノルウェーが保持するという前提で二機を国連登録しなかった。⁽⁷⁵⁾ しかしノルウェーも Thor-II, Thor-III とともに登録していないので、確立した打上げ国は米国のみである。

4 衛星運用者の国籍国が登録しないので、打上げ許可発給国が代わりに登録した事例

① 英国は、二〇〇九年二月と一〇月にフランスのギアナ宇宙センターから打ち上げられたNSS-9とNSS-12について、「英国は打上げ許可を発給したのみである」と付記しつつ登録した。その際、NSS-9については「オランダが軌道上の運用を登録することになる」⁽⁷⁶⁾、NSS-12については「オランダが軌道上運用に責任を有する」⁽⁷⁷⁾と記載した。両者とも、登録条約第IV条に基づいての通報でなければ単なる情報提供とも推定される消極的な記載ぶりであった。両衛星についてはオランダが登録をしないので代わって英国が登録をしたと考えられる⁽⁷⁸⁾。両衛星の打上げ国はフランスと英国となる。

② 英国は、二〇〇九年七月にロシアから打上げられたDeimos-1について「英国は打上げ許可を発給したのみであり、スペインが軌道上の運用を登録することになる」と記しつつも当該衛星を国連登録した⁽⁷⁹⁾。一年後英国は、スペインが登録をすると宣言したとして登録を撤回した⁽⁸⁰⁾。しかし、二〇一三年一月現在、スペインは国連登録していない。この衛星の確立した打上げ国はロシアである。

五 結論

以上、軌道上の所有権の移転について七つの類型を調査し、また、「便宜置籍衛星」にその所在国はいかに対処しつつあるかを概観した。国家実行からは以下の傾向を指摘しうると考える。

第一に、打上げを行わせる国を決定する基準を模索することは既に放棄されたのではないかという点である。衛星

打上げを調達した企業の国籍国が打上げ国であることが明確となるのは登録をした場合に限り、それ以外の確定基準が将来合意されそうな兆候は全く見られない。他方、軌道上で衛星の所有・運用権を得た企業の国籍国が衛星を登録することが当該国を打上げ国にするかという点については、明確に否定の意思を示す国（たとえばスウェーデン）はあるものの、自国を打上げ国と名乗る国家実行は見出せない。打上げ国概念適用決議は、今後の国家実行の基礎を提供するものとみることが可能であろうが、同決議でも新たな打上げ・衛星運用形態に合致した打上げ国の定義・決定基準については何ら言及はなく、国内法制定、共同打上げや協力プログラム参加国間の協定を通じて、打上げ国が確定する場合と同等の第三者賠償を準備しておくことが勧告されたにとどまる。⁽⁸¹⁾ 第三者賠償その他の責任の配分を規定する政府間協定による対処は部分的には登録条約第二条二項の要請にも合致し、宇宙諸条約体制との親和性は高いが、衛星所有権・管理の移転毎に協定が要請されるならば、創造的なビジネス形態を発展させる足枷ともなりかねない。英国のように国内法により、自国が損害責任を負う基準、範囲、手続を明確化しておくことがより望ましいといえるだろう。

この点にも関連するが、第二に、管轄権・管理を生み出すための登録という宇宙条約第Ⅷ条の規定は益々意味をなさなくなっている状況が見出せる。登録の有無とは関係なく、衛星運用業者と真正の関係をもつ国——必ずしも国籍国とは限らない——は管轄権・管理を行使しうる。逆に、登録した衛星に管轄権を行使できない場合も少なくない。実態を調査し、管轄権を行使していないことが判明した場合には登録を撤回する実行も見られるが、これが可能なのは国内法により許可・監督制度を整備する国に限られる。宇宙物体登録実行向上勧告においては、いまだ施設・領域打上げ国は「打上げ国」となりうる国と接触して登録国を決定することを勧告するものの、⁽⁸²⁾ 打上げを行わせる国とし

ての打上げ国の決定方法は活動と真正連関をもつ「関係国」(appropriate States)を個々の場合に探し出すことであり、結局は「自国の活動」として許可・監督を行う国の存在を必要とする。そのため、軌道上移転については登録ルールの策定は断念し、現在の運用者の関係国を同定するための情報提供を要請するにとどまっている⁽⁸⁴⁾。

第三に、国連登録が打上げ国を明示するというよりは、むしろ打上げ国概念と切り離して、自国が受け入れ可能と考える責任の限界を提示しつつ自国の活動に対する国際的責任を果たす手段に変容しつつあると考えられる点である。特にそれは登録との境界が曖昧な衛星の情報提供(ロシア等)や補助登録簿という制度(英国、オランダ)に顕著に窺われる。宇宙の安全と安全保障向上のためにも宇宙物体についての情報提供・通報の確保が切実に要請される現在、衛星登録の意義が損害責任の担い手同定から宇宙物体所在状況の認識(Space Situational Awareness)向上に進むのは不可避と考えられる⁽⁸⁵⁾。

軌道上の衛星所有・運用の移転において宇宙諸条約に違背しない方法で公平かつ合理的な損害責任を配分する方法は、衛星の運用に真正の連関をもつ国を同定する基準を国際的に明確化し、各国の国内法の調整を通じて、自国の活動に対する国際的責任としての第三者賠償を、打上げ国の有する無過失責任の場合と同等以上になるよう確保することであろう。ただし、リースも含めた衛星運用⁽⁸⁶⁾における真正連関の基準を見出すことは非常に困難であり、国連COPUOS、ITUの一層の協力も必要とされるであろう。

- (1) 国連採択の五条約のうち、主要な宇宙活動国全てが当事国である月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(宇宙条約)(一九六七年)、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に

打ち上げられた物体の返還に関する協定（救助返還協定）（一九六八年）、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約（損害責任条約）（一九七二年）、宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約（登録条約）（一九七五年）をいう。

(2) 総会決議「『打上げ国』概念の適用」が二〇〇四年二月一日に採択された。A/RES/59/119 (25 January 2005)。

(3) 総会決議「宇宙物体の登録における国及び国際組織の実行向上に関する勧告」が二〇〇七年二月一七日に採択された。A/RES/62/101 (10 January 2008)。

(4) 二〇一三年中に独立した又はオムニバス形式の総会決議が採択される見通しである。

(5) 宇宙条約第六条、第三条。

(6) 損害責任条約第一条(d)、登録条約第一条(b)。衛星は宇宙物体の一類型に過ぎないが、本稿の主題に鑑みて、正確には宇宙物体と記述すべきところを、便宜上衛星と記す場合がある。

(7) 宇宙条約第七条、損害責任条約第一条(c)、登録条約第一条(a)。

(8) 宇宙条約第七条。損害責任条約、第二条、第三条。

(9) 損害責任条約第二条、第一二条。

(10) 宇宙条約第八条。船舶、航空機と異なり、宇宙物体には国籍は付与されない。

(11) 登録条約第二条二項。

(12) 同右。

(13) たとえば青木節子「宇宙の探査・利用をめぐる『国家責任』の課題」『国際法外交雑誌』第二一〇巻（二〇一一年）、一六六—一六七頁参照。

(14) 山本草二「宇宙開発」『未来社会と法』（筑摩書房、一九七六年）九三—九四頁。なお、山本草二『国際法における危険責任主義』（東京大学出版会、一九八二年）二五一頁参照。

(15) See, e.g., Edward A. Frankle & E. Jason Steptoe, “Legal Considerations Affecting Commercial Space
衛星の所有権移転に伴う「打上げ国」の損害責任問題

Launches from International Territory,” *Proceedings of the 42nd Colloquium on the Law of Outer Space* (2000), pp. 305–306.

- (16) ST/SG/SER. E/219 (24 April 1990), p. 5. 正確には、国内登録簿に記入した情報を国連事務総長に提供し、事務総長が当該情報を記録する登録簿を保管する手続を指すが、国内登録と区別するために本稿では便宜上「国連登録」と記す。登録条約第二条、第三条。
- (17) 英国は管理の移転を一九九九年一月一日に国連に通報した。UK Space Agency (UKSA), *Supplementary Registry of Space Objects* (latest version, 2010), p. 3.
- (18) ST/SG/SER. E/352 (19 February 1999), p. 3.
- (19) ST/SG/SER. E/377 (24 October 2000), p. 2.
- (20) ST/SG/SER. E/518 (6 September 2007), p. 3. 登録条約第四条二項参照。
- (21) 本稿、四一、二、四㊟参照。
- (22) UKSA, *supra* note 17, p. 1.
- (23) *Ibid.*, p. 3.
- (24) 英国の二一世紀の実行では、当初から補助登録簿にのみ掲載しているときには自身を打上げ国とは見なしておらず、国連登録を二つ後に補助登録簿に掲載したときには登録を抹消し打上げ国ではなくなったことを示している二応推定している。
- (25) ST/SG/SER. E/304 (19 March 1996), pp. 3-4.
- (26) <http://www.absatellite.net/satellite-fleet/?sat=abs1a> (last accessed 20 November 2012).
- (27) ABS, “Asia Broadcast Satellite to Acquire Koreasat-2,” *Press Release* (2 July 2009), p. 1.
- (28) ST/SG/SER. E/241 (18 July 1991), p. 2.
- (29) http://www.tbs-satellite.com/tse/online/sat_bsb_2.html (last accessed 20 November 2012).
- (30) UKSA, *supra* note 17, p. 4.

- (31) 米国製衛星の所有権が中国企業に移転するため、米国の再輸出規制上の条件を満たす必要がある。
- (32) ABS, “Asia Broadcast Satellite to Acquire Korea-3,” *Press Release* (24 May 2010), p. 1.
- (33) ST/SG/SEF. E/367 (17 December 1999), p. 4.
- (34) <http://www.absatellite.net/company/corporate-overview/> (last accessed 20 November 2012).
- (35) 打上げ国に衛星登録を勧告する一九六一年の国連総会決議である。
- (36) A/AC.105/INF.409 (2 May 2003), p. 2.
- (37) ABS, “Asia Broadcast Satellite to Acquire Mabuhay Satellite Corporation,” *Press Release* (6 November 2009), p. 1.
- (38) ABS-5の設計寿命は二年であり、二〇一一年九月に停波した。その後西経三度に移動させABS-3と改称してサハラ以南のアフリカ諸国向け通信を提供する。 <http://www.satbeams.com/satellites?id=2282> (last accessed 24 December 2012).
- (39) 一九八八年の条約改正に基づく措置である。国際組織としてのインマルサット（IMSOという略称に変更）も小規模ながら存続する。小寺彰「国際組織の『民営化』『ジュリスト』No. 1175（二〇〇〇年）三三—三三三頁参照。
- (40) 登録条約第七条一、二項。なお、国連総会決議一七一一Bによる登録は国連加盟国に勧奨されるものである。しかし、たとえばロシアが施設打上げ国となる場合、同国は事務総長にインマルサット衛星の打上げ情報提供を行っている。 See, eg., ST/SG/SEF. E/320 (23 May 1997), p. 15.
- (41) ST/SG/SEF. E/417/Rev. 1 (3 December 2002), p. 1.
- (42) *Ibid.*, pp. 2–6.
- (43) *Ibid.*, p. 1.
- (44) UKSA, *supra* note 17, pp. 5–8, 15–18.
- (45) A/AC.105/1004/Rev. 1 (13 September 2011), p. 1. 「国連登録なし」と明記する。
- (46) 私的団体の種々の衛星情報では二二—二七日が有力であるが、国連文書 A/AC.105/1002 (22 November 2010), 衛星の所有権移転に伴う「打上げ国」の損害責任問題

p.2 の情報に従った。

- (47) *Ibid.*, pp.1-2. オランダも二〇〇八年以降、英国が登録ではなく単なる情報提供であることを強調するために利用する「宇宙条約第XI条に基づく通報」という記述を用いるようになった。英国と異なり、登録条約第IV条に言及しない点など、登録を回避する姿勢は一層徹底しているように見える。A/AC.105/824/Corr.1 (1 August 2008), p.1; A/AC.105/1002, *supra* note 46, p.1; A/AC.105/1004/Rev.1, *supra* note 45, p.1.
- (48) A/AC.105/1004/Rev.1, *supra* note 45, p.2.
- (49) 既にルクセンブルクSESの子会社だった同社は、二〇〇四年一月にはニュースカイズサテライトBV（非公開株式会社）となり、二〇〇六年三月までには完全にSESグローバル社（その後SESワールドスカイズと改称）に買収されSESニュースカイズサテライト社となった。
- (50) See, e.g. <http://advanced-television.info/2012/09/20/ses-looks-to-co-operate-with-thailand/> (last accessed 2 December 2012). オランダは、二〇一〇年以後は、衛星の最新の軌道位置到着日と最新の企業の管理開始日を国連に通報する。オランダが管理せず、国際的責任を負わない場合を明確にするための工夫かとも推測される。
- (51) A/AC.105/806 (22 August 2003), p.2. 宇宙条約第VIII条に基づいての部分は解釈が困難であるが、管轄権・管理を保持するところが部分を強調したのであろうと解されている。
- (52) *Ibid.*, pp.1-2.
- (53) *Ibid.*, p.1. なお、注(47)参照。
- (54) 後者の種類の引き渡し契約を「ターンキイ契約」とよぶ。たとえばNSS-9については、二〇〇九年二月二日にギアナ宇宙センターから打ち上げられ、同年三月一三日に軌道上試験が完了し、三月一八日にニュースカイズサテライトBVに所有権が引き渡された。A/AC.105/1002, *supra* note 46, p.8.
- (55) ST/SG/SER.E/INF.24 (20 August 2009).
- (56) ST/SG/SER.E/222 (29 August 1990), p.2.
- (57) ST/SG/SER.E/300/Corr.1 (unknown, 1996); ST/SG/SER.E/300 (1 February 1996), pp.1-2.

- (58) ST/SG/SER. E/300, *supra* note 57, pp. 1-2; ST/SG/SER. E/333 (3 April 1998), pp. 1-2. E/333 にみる英国登録簿本体には AsiaSat-2 の登録抹消情報がない。表題部分では AsiaSat-2 の言及があるが、これは国連登録簿で折みられる後からの訂正によるものと考えられる。
- (59) ST/SG/SER. E/316 (31 October 1996), p. 2.
- (60) ST/SG/SER. E/333, *supra* note 58, pp. 1-2.
- (61) ST/SG/SER. E/334 (3 April 1998), p. 1.
- (62) ST/SG/SER. E/330 (25 February 1998), p. 2.
- (63) Part Ten: III Outer Space, UK Materials on International Law 1996, *BYIL*, vol. LXVII (1996), pp. 804-805. なお、ARTICLE II R は交換公文締結時には衛星運用業者は英国企業であったが、打上げ時は香港返還後になったのび、打上げ国は中国のものである。ST/SG/SER. E/330, *supra* note 62, p. 2.
- (64) ST/SG/SER. E/378 (6 November 2000).
- (65) ST/SG/SER. E/389 (28 March 2001), p. 1.
- (66) UKSA, *supra* note 17, p. 27.
- (67) ST/SG/SER. E/385 (1 February 2001), p. 4. 衛星の通称は記してある。
- (68) UKSA, *supra* note 17, p. 25.
- (69) ST/SG/SER. E/554 (3 November 2009), p. 2.
- (70) ST/SG/SER. E/532 (29 February 2008), p. 2.
- (71) ST/SG/SER. E/594 (8 December 2010), p. 3.
- (72) UKSA, *supra* note 17, p. 25.
- (73) http://space.skyrocket.de/doc_sdat/sirius-4.htm (last accessed 31 December 2012).
- (74) Thor-III は、一九九八年六月の米国からの打上げ前の一九九八年二月二七日に補助登録簿に登録された。UKSA, *supra* note 17, pp. 20-21.

(75) 補助登録簿に掲載することは、打上げ国ではないことの宣言となるので、いったん補助登録簿に載せた衛星については、英国の実行は、国連事務総長に登録ではない情報提供は行わない。他方、国連登録を撤回したときには、その後、補助登録簿に当該衛星の情報を載せる。

(76) ST/SG/SER. E/575 (4 November 2009), p. 2.

(77) ST/SG/SER. E/594, *supra* note 71, p. 2.

(78) A/AC. 105/1002, *supra* note 46, p. 8. NSS-12 についてのオランダの情報提供はない。

(79) ST/SG/SER. E/575, *supra* note 76, pp. 1-2.

(80) ST/SG/SER. E/594, *supra* note 71, p. 3.

(81) A/RES/59/119, *supra* note 2, paras. 1 & 2.

(82) A/RES/62/101, *supra* note 3, para. 3 (b).

(83) *Ibid.*, para. 3 (d).

(84) *Ibid.*, para. 4. なお、打上げ国概念適用決議は、軌道上の所有権移転について、実態の情報収集と国際法に合致した形での実行の調整 (harmonization) を勧告するのみで (paras. 3 & 4)、衛星管理に真正の連関をもつ国が責任と損害責任を負う主体となることまでは奨励していない。

(85) 登録条約前文でも登録の機能として特に宇宙「物体の識別に資すること」を明記しており、もともと船舶、航空機等の高額移動物件の登録とは異なる目的も含んでいた。

(86) 三5(2)のタイコムの場合を参照。

* 本稿は、慶應義塾大学宇宙法センターと独立行政法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 法務課との平成二四年度共同研究の一つ「登録の実態を踏まえた宇宙物体登録と損害賠償責任に関する問題点の検討」の筆者担当部分の成果を含む。